

苫小牧市監査委員告示第3号

平成27年度苫小牧市行政監査の結果に基づき講じた措置  
の公表について

平成27年度苫小牧市行政監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、平成29年5月31日付けで苫小牧市長から別添のとおり通知があったので、同項及び苫小牧市監査委員条例第6条の規定により公表する。

平成29年6月1日

苫小牧市監査委員 玉川 豊一

苫小牧市監査委員 渡辺 満

苦行監第69号  
平成29年5月31日

苦小牧市監査委員 玉川 豊一 様

苦小牧市監査委員 渡辺 満 様

苦小牧市長 岩倉 博文



平成27年度苦小牧市行政監査結果報告に基づく措置の通知について

標記の結果報告に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知する。

別紙 監査意見に基づき、又は参考として講じた措置

監査のテーマ	審議会等の運営及び活動状況について
意見の概要	<p>1 市民参加によるまちづくりの視点から</p> <p>(1)委員の選任</p> <p>ア 公募委員 委員の構成に一定の制約があるとされているような審議会等であっても市民参加の観点からも公募委員の選任について検討を加える必要がある。</p> <p>イ 委員の構成 女性委員の割合をさらに向上させ、年齢構成に関しても若年層から積極的に選任するなどの対応に努める必要がある。在任期間が10年を超える委員について、改めて基準の例外に該当するか検討を行う必要がある。市職員を委員に選任する場合には、選任要綱の規定を踏まえ慎重に行う必要がある。</p> <p>(2)会議の公開及び会議録の公表 会議の開催に関する市民周知を行っていない9機関は、次の会議の開催から市民周知を行う必要がある。 会議録は、できるだけ市ホームページへの掲載などの方法で広く公表することが望ましい。</p> <p>(3)市民への情報提供 すべての審議会等において、委員の氏名、任期及び選任の区分を早期に公表する必要がある。</p> <p>3 会議の開催や答申等がない審議会等 社会情勢の変化により必要性が低下してきた審議会等がないか、設置目的が類似しているものはないか等について不断の見直しが求められる。 長期間会議が開催されていない審議会等では、定期的な会議で市政の執行状況を説明し、必要に応じて提言を受けるような運営も可能ではないか。 答申や提言につながらない場合であっても、会議録の公表に加え、審議会等の活動成果や活動状況の情報を市民に提供するような取組が必要である。</p>
意見に対する措置	<p>行政監査結果報告の周知徹底を図り、確実に検証が行われるよう、審議会等を所管する部署を対象とし、監査委員による説明会を平成28年6月15、16日の計2回実施した。また、各部長に対し、監査意見への適切な対応依頼を文書で通知した。</p>
意見の概要	<p>2 審議会等の設置及び運営に関する基準 附属機関に準じる機関は、附属機関と明確に区分された運営が求められているが、審議会等を附属機関とするか、附属機関に準じる機関とするかの判断には困難を伴う場合が多いため、審議会等の設置及び運営に関する基準の策定について検討を進める必要がある。</p>
意見に対する措置	<p>他市における基準の策定状況及び内容を調査し、平成29年4月1日付で「苫小牧市附属機関等の設置に関する基準」を策定した。</p>

意見の概要	<p>4 報酬等の支払いがない審議会等</p> <p>附属機関に準じる機関の中には謝礼金が支払われていないものがあった。中には支払わない理由が明確ではないものがあり、改めてその理由について検討する必要がある。</p>
意見に対する措置	<p>謝礼金の支払いがない5機関（附属機関に準じる機関）に対し個別にヒアリングを行い、支払わない理由が明確でない機関については必要な予算措置を行い、謝礼金の支払いに向けて検討していくことを確認した。</p>
意見の概要	<p>5 まとめ</p> <p>審議会等が市民の意見を幅広く受け入れる有効な政策形成手段として、一層機能するものとなるためには、本市の審議会等に関する事務を所掌する部局が個々の審議会等の取組状況を十分把握するとともに、しっかりとサポートするような対応が望まれる。</p>
意見に対する措置	<p>これまでも開催状況や委員構成の調査等により取組状況の把握に努め、各種通知により運用状況の改善を求めてきたところである。</p> <p>この度の意見を踏まえ、改めて委員選任時の総務部行政監理室への合議の徹底、特別職員任免台帳の整備の徹底を指示したほか、総合政策部市民自治推進課、総務部行政監理室、市民生活部男女平等参画課が審議会等の運営を連携してサポートしていくことを確認した。</p>